

五

イ 方 暮
入 価 法 入
札 格 決 定
発 競 の 行

各申込のうち応募額を順次割り

四

発行方法

札一以下「価格競争入札」といふ。にによる発行（以下「価格競争に付して行われる入札」）及び価格競争入札の決定をした後、財務省が行う。このようにして、各國債市場特別参加者は、債券の購入額を定め、債券の競争入札が実行される。

三

利付国庫債券（物価運動・十年）
（第二十五回）

名稱及び記号

発行の根拠

法律及びその条項

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

振替法の適用

用等

○財務省告示第三百十九号
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十月十一日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年十一月九日

十 一	九 八	七	六	
發	振額最	払	發	
行	替低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国	
行	額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	
価	面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市	
格	位金發競II加場行爭額	發競II加場行爭額	發競II加場	
日				
額平す額の振	十	二四	額額	込募各當
面成るの記替	万	百千	面面	み限國て
金二。整載法	円	六百九	金金額	の度債る。
額十八數又の		四十億	額額で	應額市。
百八倍は規		九億九	で三百	募の場
円年の記定		九百九千	五千	額範特
に十月金録に		六十五	五百	を圍別
つ月額はよ		百万	九百	割内參
き十一にる		二十	九十九	りに加
百一日よ最振		万円	億円	当お者
四円も額口				ていご
八円の面座				てと。
十円と金簿				各の申応

十五

の経
払過
込利
み子

十
四
十
三
二

方額想額想發利
法の定定行
計元元日
算金金の率

払募面こ五りはび定表準基るには第三数数づ価規律統月期け各
込入金れ位算、償めさに準。額、五でをのき統定第計前及る利
金決額を未出財還るれ基改た面こ位除いう作計す五局のび想子
額定を四満さ務期日たづ定だ金れ未しうち成のる十が消償定支
にの乗捨のれ大限以場くがし額を満て。生すた基三統費還元払
加通じ五端る臣に降合消行、を四得以鮮るめ幹号計者期金期
え知て入数数がおのに費わ消乗捨た下食全の統一法物限額及
、を得しがへ定け各は者れ費じ五端數同品国調計第へ価のはび
次受たたあ小める利、物、者て入じを消査で二平指属、償
のけ額もる数る想子財価改物得が小。除費のあ条成数す各還
算たとのと点方定支務指定価たがある數をく者結る第十へる利期
式者す。き以法元払大数後指額の点百總物果小四九總月子限
にはる。には下に金期臣がの数と。と以三合価に売項年務の支に
よ、額、第よ額及が公基のす。き下・指指基物に法省三払お

盤年錢
圓○
命・
盤一
のパ
懿盤セ
盤ント
×0.99510

規定期間に支拂い込むものと規定する。するに期日に払込むものを第二十二号に出した額を第一回に定めたる期日迄に支拂ふものとし算出する。

$$\text{額面} \times 0.99510 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{31}{365}$$

十六 初期 利子 金と平
預し成を、二十九年三月十日を支払期
支払う。式にだり算出しあつた

平成二十九年三月十日を支払期とし、次の算式により算出しが金額を支払う。ただし、支払期は銀行休業日に当たるとときは翌営業日に支払う（以下、「規定次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

十七 第二期以後每年三月十日及び九月十日をおいて、各支払期において、

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、各支払期の算式により算出した金額を次支払う。

十八 償還期限 平成三十八年三月十日
十九 償還金額 第十四号の規定により算出され

平成三十八年三月十日
第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額
たただし、当該想定元金額が額面金額
金額を下回る場合には

二十二 払込期日 平成二十八年十月十一日
二十一 払入札参加者 元利金支
二十 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行